

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
役員選出に関する細則

(総 則)

第1条 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会（以下、「本学会」という）定款第24条による役員を選出はこの定めによる。

第2条 役員を選出は、総会において行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権は代議員がこれを有する。

第4条 被選挙権は、本学会正会員のうち、就任の年の4月1日現在年齢満65歳未満の者に限りこれを有する。

(改選数)

第5条 理事長は、選挙の行われる年の1月31日までに、改選数を公示する。
但し、改選数は定款第23条の規定による。

(立候補の届出)

第6条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の4月30日までに本人の立候補届、代議員3名以上の推薦状を理事長に提出しなければならない。
但し、1名の代議員が推薦できる立候補者は2名までとする。

(選挙立会人)

第7条 総会議長は、選挙当日の出席代議員の中から選挙立会人若干名を指名する。

(投 票)

第8条 投票は無記名とし、理事については予告された改選数の半数の完全連記とする。
但し、定数が奇数のときは切り上げるものとする。

2 監事選挙については完全連記とする。

3 立候補者が定数以内の場合は、投票を行うことなく総会の承認を得るものとする。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は選挙立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

第10条 次の投票はこれを無効とする。

- 1) 総会議長が定めた用紙を用いないもの
- 2) 候補者の氏名を確認しがたいもの
- 3) 同一氏名を重複して記載したもの
- 4) 候補者以外の氏名を記載したもの
- 5) 定数を超えて記載したもの

(当選者の決定)

第11条 有効投票数の多数を得たものを当選者とする。

2 得票が同数で選出できない場合には、その候補者について再度投票を行う。

3 当選者は総会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この細則の変更は理事会で行う。

2 この細則は平成23年12月5日から施行する。

3 この細則は平成25年1月18日から施行する。

4 この細則は令和3年3月8日から施行する。